

太田市低所得妊婦の初回産科受診料助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、低所得妊婦について、経済的負担の軽減を図るとともに、状況を継続的に把握し、必要な支援につなげるため、1回の妊娠につき、妊娠判定検査のため初めて産科医療機関を受診した費用（以下「初回産科受診料」という。）を助成するに当たり必要な事項を定めるとともに、出産・子育て応援給付金による伴走型相談支援事業と一体的に本事業を実施することにより、両事業を効果的に推進することを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業により助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 原則として市販の妊娠検査薬で陽性を確認した者
- (2) 妊娠判定のために初めて産科医療機関を受診した日（以下「初回産科受診日」という。）において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者
- (3) 住民税非課税世帯に属する者又は住民税非課税世帯と同等の所得水準であると市長が認める者
- (4) 市が世帯員の課税状況を確認することに同意した者
- (5) 妊婦健康診査を受託する産科医療機関等の関係機関と市が支援に必要な情報（妊婦健康診査の受診状況、家庭の状況等を含む。）を共有することに同意した者

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、対象者が負担した初回産科受診料（国内で受診したものに限る。）の額とし、1回の妊娠につき10,000円を上限とする。

(助成金の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、初回産科受診日から60日以内に、低所得妊婦の初回産科受診料助成金交付申請書（別記様式）に次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

- (1) 初回産科受診料を支払ったことを証明する書類
- (2) 妊娠の有無を確認できる資料
- (3) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定するものとする。

(助成金の交付)

第6条 市長は、前条の規定により助成金の交付の決定を受けた申請者に対して、当該申請に係る助成金を交付するものとする。

(助成金の交付決定の取消し等)

第7条 市長は、助成金の交付決定を受けた者が偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認めるときは、これを取り消し、既に助成金を交付しているときは、その者に対し、期限を定めて当該助成金の返還を命ずることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、初回産科受診日が同日以降の初回産科受診料について適用する。